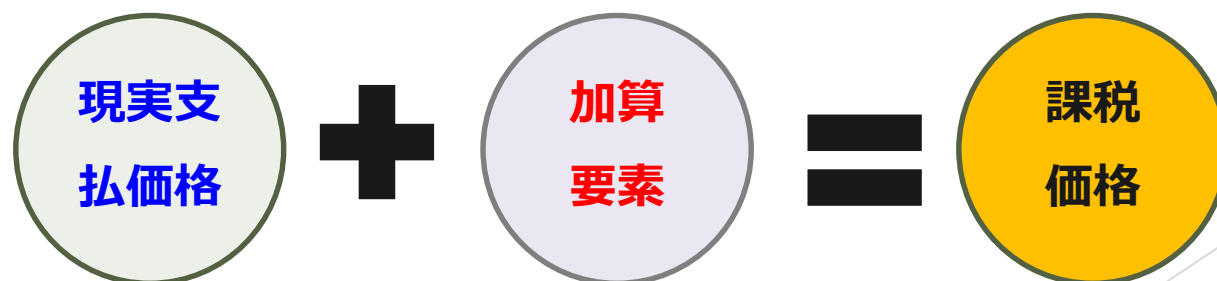


1. 原則的な課税価格の計算方法

- ▶ 輸入貨物の課税価格は、原則的には「輸入貨物に関連して現実に支払われた又は支払われるべき価格（現実支払価格と言います）」に「現実支払価格に含まれていない限度において運賃等の額（加算要素と言います）」を加えた価格となります。

（注）輸入取引がない輸入貨物や、輸入取引において特別な事情がある場合は、原則的な課税価格の計算方法で計算することはできません。



現実支払価格と加算要素にはどのようなものがあるのでしょうか。

$$\text{現実支払価格} + \text{加算要素} = \text{課税価格}$$

現実支払価格 + 加算要素

- ①仕入書価格
- ②仕入書価格以外の支払
(現実支払価格の構成要素)
- ③控除すべき費用等
- ④価格調整条項付契約による調整金

- ①輸入港まで運賃等
- ②仲介料等の手数料・容器・包装費用
- ③無償・値引き提供した物品等の費用
- ④ロイヤルティ・ライセンス料
- ⑤売手帰属収益（＊）

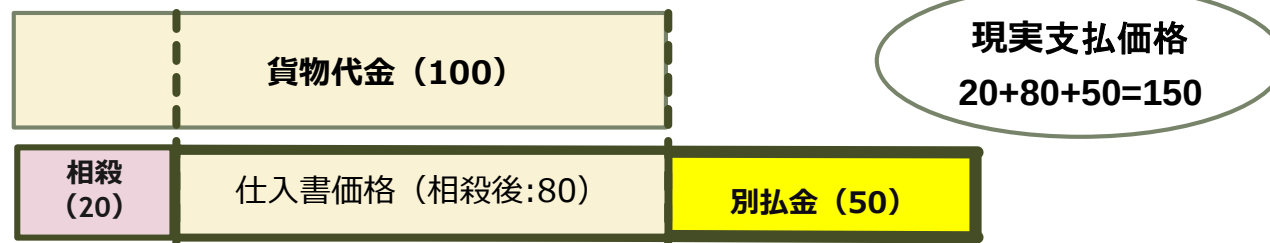
＊ 輸入貨物の処分又は使用による収益

現実支払価格と加算要素についてもう少し詳しく見ていきましょう。

(1) 現実支払価格

- ▶ 買手が売手に対して又は売手のために、輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき 総額（債務の弁済、その他間接的な支払を含む）をいいます。
- ▶ 通常は仕入書価格が現実支払価格です。しかし、買手が売手に対して又は売手のために金型代金や開発費、契約金等の別払いがある場合、また、クレームによる求償や立替金による売手に対する債権があり相殺等が行われている場合、仕入書価格は現実支払価格と一致しません。

【イメージ】



【事例 1】仕入書価格以外に支払っている費用（開発費用）

輸入貨物の輸入取引をするために、買手が売手に対し又は売手のために貨物代金以外に開発費を支払っている場合



現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (50,000円) + 開発費 (10,000円) 〕

【事例 2 - 1】仕入書価格以外に支払っている費用（金型費用①）

買手が売手に対して貨物代金以外に金型費用を支払っている場合

金型の改造・修正
費用も対象です

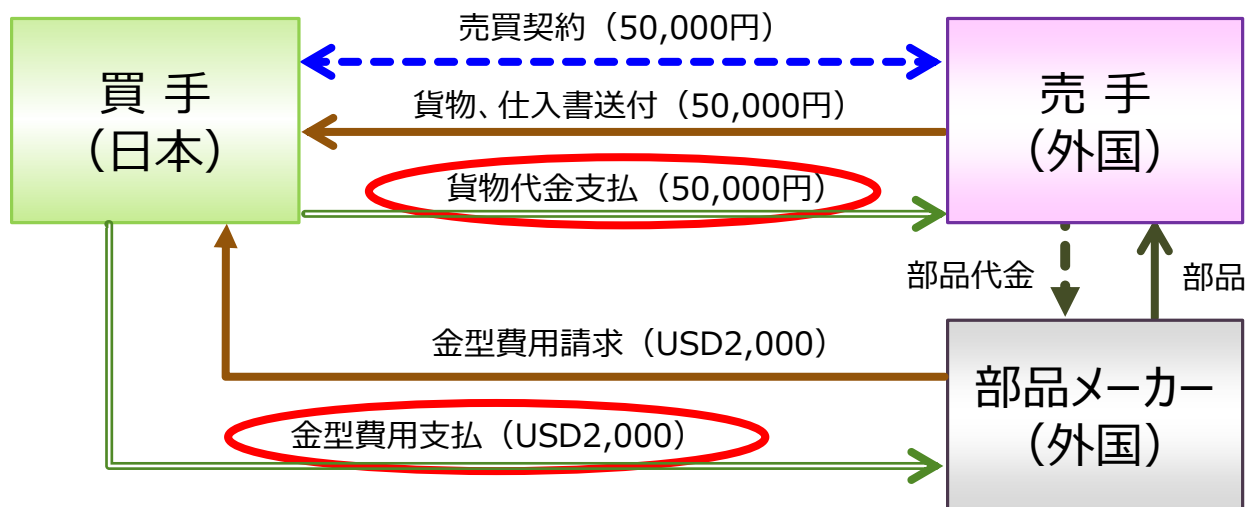


現実支払価格 = 「仕入書価格 (50,000円) + 金型費用 (USD2,000)」

【事例 2 - 2】仕入書価格以外に支払っている費用（金型費用②）

買手が売手のために金型費用を負担している場合

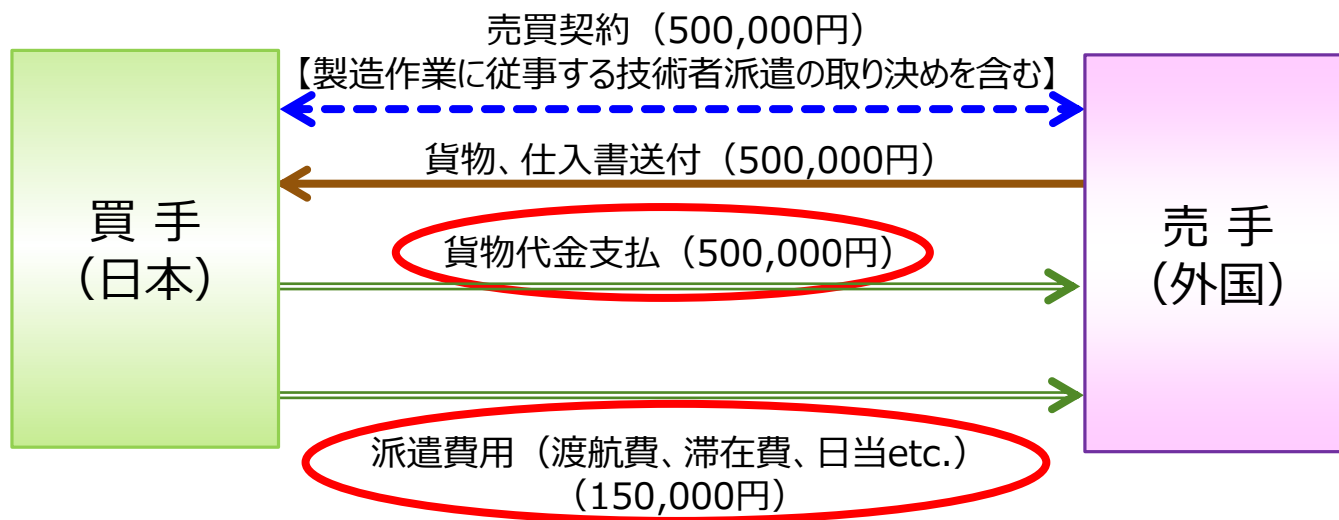
- 買手は、売手の指示により、輸入貨物に組み込まれる部品の生産のために使用する金型の費用を部品メーカーに支払う。



現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (50,000円) + 金型費用 (USD2,000) 〕

【事例3】仕入書価格以外に支払っている費用（製造のための派遣費用）

輸入貨物を生産するために、売手が手配した技術者に係る費用を買手が支払っている場合



現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (500,000円) + 派遣費用 (150,000円) 〕

仕入書価格以外に支払っている費用がある場合、現実支払価格に含めるかどうか確認すべきポイント



- ① 誰から誰に何の費用を支払っているか？
(請求書、送金明細等)
- ② 輸入取引（輸入貨物）に関係する支払いか？
(売買契約書、発注書、業務委託契約書等)